

# 卒業論文

## 農地流動化の要因分析

同志社大学政策学部政策学科

17040377

山田 文平

2008年1月

## 目次

はじめに

### 第1章 現状認識

第1節 利用権設定の成り立ち

第2節 日本の農地の現状

### 第2章 流動化の要因分析

第1節 利用権設定総合指標の算出

第2節 要因分析

第3節 分析結果

第4節 考察

### 第3章 結論

参考文献・資料

## はじめに

一国の経済を維持するためには、食糧生産は欠かせない。とりわけ日本のように四方を海で囲まれているということは、食糧が海を越えてくるわけで、その不安定さを考えれば、安全保障上からも国内農業を維持することは必要だ。問題は、それをどういう形で維持するかということだ。

実際、日本の食料自給率は、カロリーベースで約40%、穀物自給率では30%を切っています。この状態を続けることが本当にいいのかどうか、どの程度の食料自給率を確保するかという議論がなされている。また、海外から多く輸入している農産物からは高濃度の農薬が検出され、食料の安全性についても騒がれている。

このような問題を解決するには、今ある農地を担い手に流動化させていき、農業を活性化し、自給率の確保と安全性の高い農作物の普及、それらを支えてきた農家の自立を促していく必要があると私は考える。

本レポートでは、流動化を含めた日本の農地の現状の確認を統計データに基づき、「農用地利用権設定」に“農地利用の流動化”を代表させ、農地の流動化の要因について分析し、個別農家の経営対応を通じて、地域農業の生産性と経済性といかに連結しあっているかを考察していきたい。

# 第1章 現状認識

利用権設定流動化の要因を分析する前に、本章では利用権の設定について述べる。その上で、流動化を含めた日本の農地の現状の確認を統計データに基づき、考察していきたい。

## 第1節 利用権設定の成り立ち

まず、利用権の設定の成り立ちについて調べてみる。

### (1) 兼業農家の増加と滞留

1960年代、高度経済成長が農業から他産業への労働力の流出を促している時、政府の予想に反する状況を起こさせた。高度経済成長とともに農地から工場用地や宅地への土地の需要が膨らみ農地価格が高騰したため、農地が一つの生産要素から価値を持つ資産として変化していったのである。

これにより、零細農家は転用期待があるために容易には土地を手放さなくなり、さらに離農したとしても農地を他の農家に売らず非農業的な目的に転用していった。また土地の買い手にとっても、たとえ規模拡大を望んでいたとしても、収益に見合わない価格にまで高騰した農地を購入してまで拡大しようとは考えず、うまく促進されなかった。地価の高騰は売買による流動化を不可能にしたのである。

さらに農業技術の進歩により、特に米作は週末米作という言葉が存在するくらい、以前と比べ生産が容易となったため、離農して他産業に労働力を提供すると考えられていた農家は、労働力を提供しつつも非効率な零細農業を続けることが可能になった。

これらにより、兼業農家が増加したのである。兼業化はまた、農業自体の生産性は低いにもかかわらず他産業からの所得を得られるため他産業との所得格差を生めるという結果を生んだ。これは農地の潜在的売り手、貸し手となるはずの零細農家が非効率ながらも、自ら耕作することを可能にしたため、さらに流動化を阻害し、自立経営という基本法農政の目指した姿から農業は、大きく乖離していった。

また貸借による流動化も農地法による規制が存在するため進まなかった。政府はそれまで耕作権の保護を掲げていたため、土地の貸し手としては「貸したら帰ってこない」「土地を返してもらうには離作料が必要」という意識があり、土地貸借市場での過少供給を引き起こしていた。これに対応して政府は、農地法による規制を緩和し、土地の権利移動を貸

借へと方向転換を余儀なくされた。

## （２）1970年の農地法改正

政府は60年代後半～70年代前半、全体的には「総合農政」という米の需給調整、食管制度の変革を行う中で、農地の流動化促進対策としては貸借による流動化を促し規模拡大を進めるため、農地法の改正に踏み切った。

改正の主な内容は、①農地の権利移動規制の緩和、②農業生産法人の要件の緩和、③農地取得上限規制の廃止、④小作地の所有制限緩和、⑤小作料の最高額統制の廃止、⑥農地保有合理化事業の新設、であり、これらはすべて農地流動化を促進するための改正であった。そのため、この70年の農地法改正をもって農地政策は「自作地主義」から「借地主義」に転換したという評価が行われている。

これにより、政府は農地法を改正して、これまで存在していた農地保有の上限を廃止し、1ha以内の不在地主になることも認めた。しかし農地法の改正だけでは未だに存在する耕作権の保護により、実際は貸し手に依然として存在する「土地が返ってこないのではないか」という意識、離作料が原因となり、土地の過少供給はそのままであった。

## （３）農用地利用増進事業から農用地利用増進法へ

1975年には、農振法に基づいて農用地利用増進事業（利用権設定を促進）が開始され、政府は農家が持っている耕作権の保護に対する意識からくる流動化の遅延を修正するべく、農地法による貸借とは別に農振法の改正により「利用権」というものを設定し、耕作権を主張する余地のない短期での貸借を推進した。貸借の期間満了後は自動的に契約が終了し、離作料を払う必要はないため、この事業が行われる前に比べて貸借による土地の権利移動は促進された。

1980年には、同事業をさらに拡充するため、農振法から独立し、農用地利用増進法へと法制化された。事業として行ってきた内容を対象地域、対照となる土地の種類などについて拡充し、また受委託の促進なども含んだ内容となった。その後農用地利用増進法は、1993年に「農業経営基盤強化促進法」に改称され、この時に認定農業者制度が設けられた。

こうした過程を経て、利用権の設定による農地の貸借は運営されてきたのである。

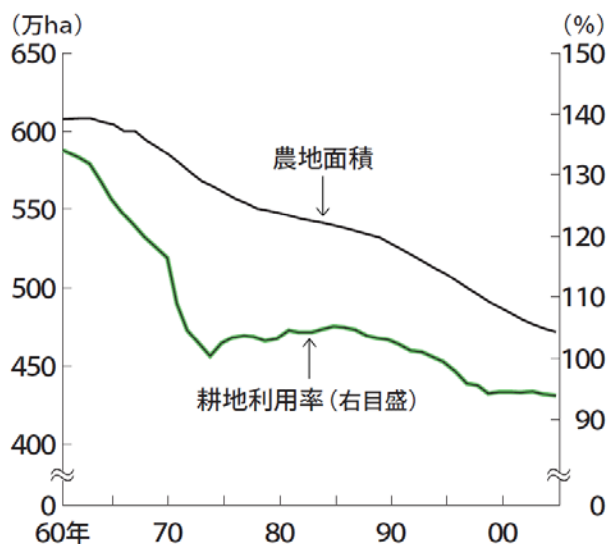
## 第2節 日本の農地の現状

次に、統計データに基づき、日本の農地の現状を確認する。

### (1) 農地面積

現在の日本の農地面積は一貫して右下がりであり、年を追うごとに減少している。日本の耕地面積は2005年で469.2万ha。過去を振り返ると、高度成長が始まる前の1961年には608.6万ha、1997年には494.9万haと500万haを下回った。農林水産省の食料・農業・農村基本計画によれば、2010年には470万haを確保するとしているが、その数値を既に下回

図1: 農地面積と耕地利用率の推移



ってしまっている。農林水産省の予想 出所: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」を上回るスピードで農地が失われているのである。なおこの間、耕地利用率も裏作の減少や生産調整の拡大により1960年の133.9%から2005年には93.4%に落ち込んだ。その農地は一体どのように流れていっているのか。

### (2) 耕作放棄地

耕地面積が減少する中で、深刻な問題になっていることは耕作放棄地が急増していることである。耕作放棄地とは「以前耕作していたが、1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する意思のない土地」のことを言う。働き手を確保できない農家が経営を縮小した結果、使われない農地が増えたのである。耕作放棄地は2005年には38.5万haでありの約8.2%を占めている。

1998年には耕作放棄地は34.3万haであり、わずか7年間で12.4%も増加している。増加のペースが非常に速く、さらに悪いことに耕作放棄地は都市部、過疎地に偏りなく全国的に増えているのである。また、耕作放棄地の発生原因は高齢化・労働力不足の項目が他に比べ極めて高い割合となっている。このことから現在の農業就労高齢者がリタイアしたあとに更なる増加が予想され、効率的でない農地利用の現状の一つとして挙げられる。

### (3) 農地の転用

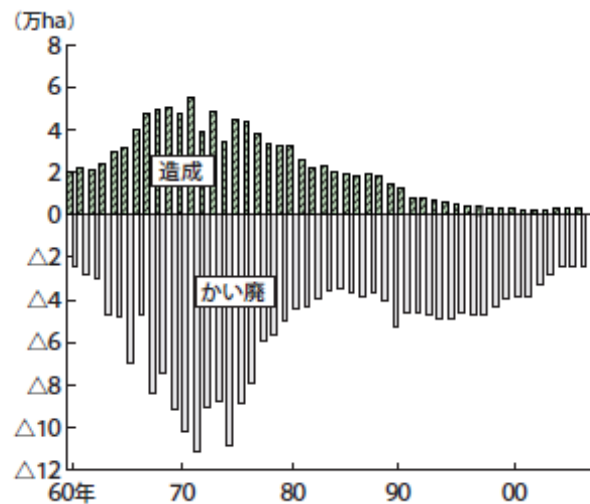
次に、高度経済成長の過程で、多くの農地が住宅地、工場用地、道路等に転用された。特に、60年代後半から70年代にかけては、農地の転用面積が年間5万haを超えていた年があり、このころは、転用以外の要因による農地減少を合わせると1年間に約10万haの農地が消失した。しかし、80年代以降は、経済成長率が鈍化し工場のアジアシフトが進んだため、農地の転用は減少し、近年では年間の転用面積は1万7千ha程度になっている。

農地の転用目的をみると、かつては住宅地に年間2万ha、工場用地、道路等にそれぞれ8千ha転用されていたが、近年では、住宅地への転用は5千ha程度に減少し、工場への転用は500haを下回っている。その結果、転用目的の最大は建設資材置き場等になっており、これには産業廃棄物処理用地も含まれていると考えられる。また、2005年の道水路・鉄道用地については転用が7%で2,125haに達していて、年々公共用農地の転用が継続しているのも今後の課題である。

### (4) 農地の移動

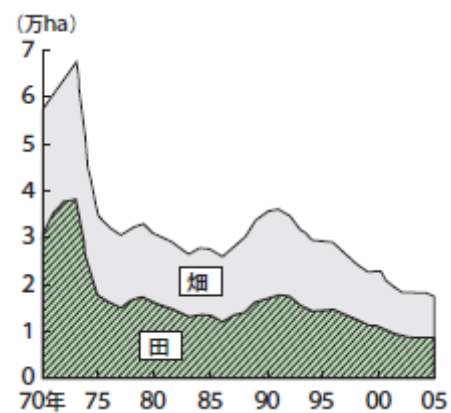
耕作を目的とした農地の売買は、60年代には年間8万ha近くあったが、近年では3万ha程度で推移している。耕作を目的とした農地の売買は北海道が全体の6割を占めている。なお、転用を目的とした農地の売買は05年で1万haである。

図2: 農地の造成面積とかい廃面積



出所: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

図3: 農地転用面積推移



出所: 農林水産省「農地の移転と転用」

その一方で、70年代後半以降、農用地利用増進事業による利用権設定が進んでおり、2005年における利用権設定面積は12万haである。その結果、大規模経営体の経営面積に占める借地の割合が増大しており、例えば5ha以上の農業経営体の経営面積に占める借地の割合は約6割になっている。

2004年の借入耕地を見てみると、北海道を除く都府県で見ると、経営面積が大きいほど借入面積は多い。5ha以上の農家の87%は農地を借入し、全体の借入の面積の39%を占めていて経営規模を拡大している。また、経営耕地の48%は借入耕地である。逆に貸付面積は規模の小さい農家ほど、貸付面積は多い。

#### (5) 農地の賃貸と売買価格の現状

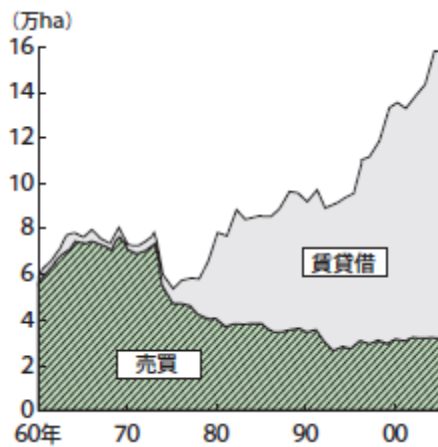
2004年の田畑の平均売買価格は純農業地域で田の10aあたり159万円、畑の10aあたり110万円である。1994年をピークに年々下落し、2004年には1994年に比べると田畑とも21%の下落である。要因の1位は「米価など農産物価格の低迷」、2位「農地の買い手の減少」、3位「生産意欲の減退」等である。今後とも農産物価格の低落傾向は続くことから、「土地余り現象」が定着し農地価格の下落傾向は続くものと考えられる。

同じく2004年の都市的農業地域の市街化

調整区域での平均地価は、田10aあたり607万円、畑10aあたり568万円である。価格のピークは1992年で、2004年はピークに比べて、田は46%、畑は50%の下落で、純農業地域のものより2倍以上下がった。バブル期の近隣住宅価格の上昇に影響されて上昇した反動で下落幅が大きいのであろう。下落要因の4割が「農地の買い手の減少」となっている。

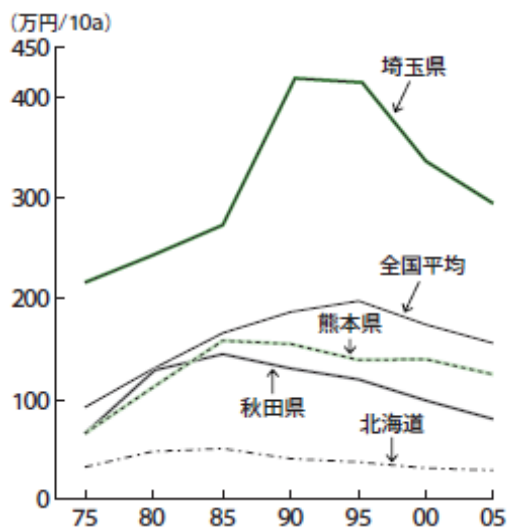
農地の価格低落により、土地純収益は黒字に転換している、しかも規模が拡大するほど

図4:耕作目的の農地権利移動面積推移



出所:農林水産省「農地の移転と転用」

図5:農地価格の推移



出所:全国農業会議所「田畑売買価格に関する調査結果」



損益分岐点が下がり規模拡大は望ましい。農地価格の下落は融資を受ける際担保力の低下という不利益はあるが意欲のある農業者にとっては、耕作面積の拡大には有利な環境となっている。

## 第2章 流動化の要因分析

この章では、この農地流動化は個別農家の経営対応を通じて、平均的には都道府県単位の地域農業の生産性と経済性といかに連結しあっているかを数量的に明らかにしていく。

まず、第1節で、「農用地利用権設定」に“農地利用の流動化”を代表させた指標を試算し、それを元に第2節で農地の流動化の要因について分析していく。データは平成17年（2005年）のものを私用し、分析には多変量解析のうち重回帰分析を採用した。

### 第1節 利用権設定総合指標の算出

まず、農地の流動化を代表とする利用権設定の大きさを調べてみる。

利用権の設定を測るには、利用権設定率をそのまま使用するのではなく、「耕地面積」、「利用権設定面積」、「利用権設定率」の3変数を合成して作成した「利用権設定総合指標」を使用することにした。

一方、地域内の耕地面積で割ることによって得られる利用権設定率があるが、農地の拡がりを表しえない。例えば、香川県と福島県は、利用権設定率が双方とも、2.6%とほぼ同一であるが、設定率を0.1%上げるのに約33ha必要だが、福島県は香川県の5倍の農地面積があるので、同じ設定率を上昇させるのに約153haの面積を必要とする。したがって、設定率の高低のみを直接的な流動化指標にすることは不適當だろう。

よって、流動化要因の計量には、以上の3変数を主成分分析により合成変数化した第1主成分値を算出し、それを基準化したものを利用する。これにより、利用権設定率だけでは表しえなかった農地の拡がりを考慮に入れた計測が可能となる。

使用するデータは、平成17年の『耕地及び作付面積統計』からは耕地面積を、同じく平成17年の『農地の移動と転用（土地管理情報収集分析調査）』からは利用権設定面積を使用し、またそれらを元に利用権設定率を算出した。

以下はその算出結果である。

第1主成分の固有値の寄与率も70.5%高く、主成分負荷量から、農地面積の96.4%、利用権設定面積の98.2%、設定率の47.2%の情報が入っていることから、この変数で十分利

用権設定の指標として利用できることが読み取れる。

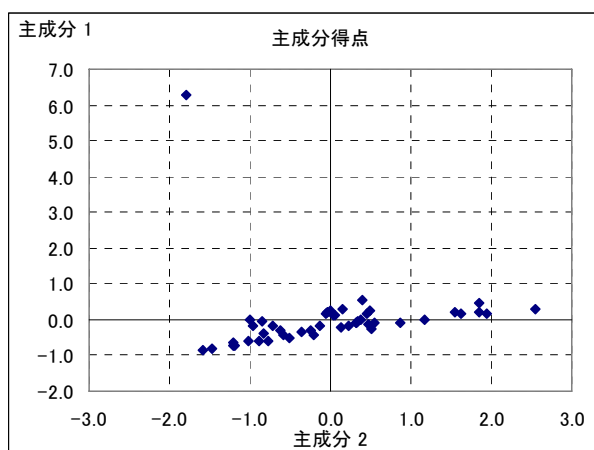
北海道が 6.3 と群を抜いて最高値を取り、その直後に東北地域、中盤に関東地方、最後に近畿地方が位置し、その他は疎らに散らばった。

北海道の値が極端に大きいので、次節では外れ値として差し引いて回帰分析を行ったほうがよいだろう。

### 利用権設定総合指標

利用件設定 総合指標		耕地面積	利用権 設定面積	利用権 設定率
		ha	ha	%
北海道	6.30	1,169,000	44,898	3.84
青森	-0.04	159,200	2,167	1.36
岩手	0.26	156,500	3,747	2.39
宮城	0.14	138,000	3,134	2.27
秋田	0.22	152,200	3,537	2.32
山形	0.26	124,900	3,590	2.87
福島	0.30	153,200	3,938	2.57
茨城	-0.01	177,200	2,202	1.24
栃木	0.13	130,000	3,060	2.35
群馬	-0.18	78,500	1,571	2.00
埼玉	-0.30	84,800	1,229	1.45
千葉	-0.19	133,300	1,565	1.17
東京	-0.85	8,340	12	0.14
神奈川	-0.71	21,100	132	0.63
新潟	0.53	177,100	5,191	2.93
富山	0.19	60,100	2,356	3.92
石川	0.00	44,500	1,526	3.43
福井	-0.10	41,400	1,267	3.06
山梨	-0.59	25,900	293	1.13
長野	0.19	113,600	3,194	2.81
岐阜	-0.20	59,100	1,338	2.26
静岡	-0.40	75,100	883	1.18
愛知	0.00	84,000	2,210	2.63
三重	-0.16	63,300	1,502	2.37
滋賀	-0.13	54,600	1,445	2.65
京都	-0.50	33,000	475	1.44
大阪	-0.80	14,500	42	0.29
兵庫	-0.05	77,300	1,968	2.55
奈良	-0.71	23,300	143	0.61
和歌山	-0.66	37,000	239	0.64
鳥取	0.29	35,600	1,780	5.00
島根	0.16	39,500	1,702	4.31
岡山	-0.09	71,000	1,781	2.51
広島	-0.08	60,500	1,663	2.75
山口	0.22	51,500	2,184	4.24
徳島	-0.42	32,400	578	1.78
香川	-0.24	32,800	859	2.62
愛媛	-0.32	56,900	1,029	1.81
高知	-0.61	28,900	288	0.99
福岡	0.48	89,900	3,935	4.38
佐賀	0.19	56,000	2,234	3.99
長崎	-0.44	51,300	715	1.39
熊本	-0.17	120,400	1,723	1.43
大分	-0.33	60,400	1,016	1.68
宮崎	-0.09	70,200	1,771	2.52
鹿児島	0.12	125,400	2,970	2.37
沖縄	-0.60	39,300	340	0.87

### 得点分布図



### 主成分負荷量

	主成分1	主成分2	主成分3
変数 1	0.9644	-0.2541	0.0731
変数 2	0.9819	-0.1740	-0.0748
変数 3	0.4717	0.8818	0.0063

### 固有値

主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積(%)
1	2.12	70.56	70.56
2	0.87	29.08	99.63

## 第2節 要因分析

前節で算出した「利用権設定総合指標」を元に、各種公開データを用いて、都府県別のクロスセクションで重回帰分析を行う。変数は以下に示すとおりである。

$$Y = \alpha + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3 + \beta_4 X_4 + \beta_5 X_5 + \beta_6 X_6$$

被説明変数には、以下に示す「利用権設定総合指標」を使用、説明変数には、「専業農家率 ( $X_1$ )」、「農業就業人口のうち60歳以上の従業者の割合 ( $X_2$ )」、「耕地利用率 ( $X_3$ )」、「農地転用率 ( $X_4$ )」、「1戸あたり生産農業所得 ( $X_5$ )」、「10aあたり生産農業所得 ( $X_6$ )」を用いる。

まずは、被説明変数Yについて説明する。

### ・利用権設定総合指標 (Y)

被説明変数には、“農地流動化”の指標として、前節で「農用地面積」、「利用権設定面積」、「利用権設定率」を基に算出した「利用権設定総合指標」を使用する。データは、平成17年の『耕地及び作付面積統計』と、『農地の移動と転用（土地管理情報収集分析調査）』の数値を利用し、独自に算出した。

次に、説明変数に用いた7つの変数について述べる。

### ①専業農家率 ( $X_1$ )

“兼業化”のマイナスの指標として用いる。前章の統計から、専業農家が少ないほど又兼業農家が多いほど、農地の貸出・売却が進み農地の利用権が流動すると考える。よって予想される符号はマイナスである。ここで使用するデータは、『2005年農林業センサス』の統計をもとに、専業農家数と全農家数を使用して算出する。

### ②農業就業人口のうち60歳以上の従業者の割合 ( $X_2$ )

“高齢化”指標として、主に自営農業に従事している農業就業人口を数値にとった。高齢化によって、手の回らない農地を排出・提供するという意味で農地流動化とは正の相関関係を示すだろう。使用するデータは、『2005年農林業センサス』の統計をもとに、全農業人口数とその内60歳以上の従事者数を使用して算出した。

### ③耕地利用率 ( $X_3$ )

農家の“土地利用に対する意欲”を見る変数。すなわち今後の農地流動化を考えるにあたって極めて重要な変数として考慮した。よって予想される符号はプラスである。ここでは、平成17年の『耕地及び作付面積統計』に掲載されている「耕地利用率」の数値を使用する。

### ④農地転用率 ( $X_4$ )

これはそのまま“農地転用”の指標として用いる。土地が農地市場に供給されず、農地としての機能が終わるため、流動化に対しマイナスの効果があると考えられる。ここで使用するデータは、平成17年の『農地の移動と転用（土地管理情報収集分析調査）』と同じく平成17年の『耕地及び作付面積統計』の統計をもとに、独自に算出した。

### ⑤1戸あたり生産農業所得 ( $X_5$ )

“農家の経済的な大きさ”の指標として用いる。これは農地購入・借り入れの需要を規定するものとして考慮した。よって予想される符号はプラスである。ここでは、平成17年の『生産農業所得統計』に掲載されている「農家1戸当たり生産農業所得」の数値を使用する。

### ⑥10aあたり生産農業所得 ( $X_6$ )

1つの土地の生産性を表し、農地の付加価値、いわゆる“農地としての優良性”を示す。借地料（地代）や農地価格とも関係がある。その優良性に見合った農用地の費用の高さから需要が減退するものと考えられる。また、保有している側も土地の規模拡大よりも費用などの資材投入により営農を行っているとも考えられる。よってこの変数は農地流動化に対しマイナスの効果を持つと予想する。ここでのデータは、平成17年の『生産農業所得統計』に掲載されている「耕地10aあたり生産農業所得」の数値を使用する。

### 第3節 分析結果

a) 分析結果	モデル1	モデル2
In 専業農家率	-0.00925 (-2.09966)**	-0.00915 (-2.09887)**
In 高齢化率	0.02693 (2.79410)***	0.02937 (3.67756)***
In 耕地利用率	0.00833 (2.067175)**	0.00834 (2.09104)**
In 農地転用化率	-0.04786 (-0.46301)	
In 1戸あたり生産農業所得	0.00049 (3.48875)***	0.00053 (45.15423)***
In 10aあたり生産農業所得	-0.00514 (-2.81603)***	-0.00552 (-3.41706)***
In 定数項	-2.60383 (-2.83578)***	-2.81754 (-3.58494)***
観測数	46	46
補正 R2	0.57331	0.58169

上段 係数

下段( )内 t 値

有意水準 \*\*\* 1% \*\* 5% \* 10%

モデル1:すべての説明変数を投入

モデル2:モデル1から、In 農地転用率を除いたもの

b) 標準偏回帰係数(モデル2から構築)

$$Y = -0.25X_1 + 0.51X_2 + 0.22X_3 + 0.69X_5 - 0.50X_6$$

## 第4節 分析結果の考察

分析結果は、以上に示される通りである。モデル1は説明変数を全て使用したもの、モデル2はモデル1において共に有意でなかった変数、農地転用率を除き推計したものである。双方とも決定係数は0.5後半を超え、F値も1%水準でいずれも有意であり、統計的な信頼性は確保されている。また、モデル1・2共に有意な推定結果を得ることができた変数に変化はなかったため、この結果をもとに解釈を行う。

### ① 専業農家率

符号は予想通りマイナスであり、双方とも有意な結果を得ることができた。これにより、専業農家が少なく、兼業農家が多いところは、農地の排出・提供をしてもらえることがわかった。

### ② 農業就業人口のうち60歳以上の従業者の割合

符号はプラスとなり、1%有意という結果が得られた。この結果より、予想通り高齢化が高まるほど、農地流動化が進んでいると考えることができる。

### ③ 耕地利用率

符号は予想通りプラスとなり、双方とも有意な結果が得られた。これにより、耕地利用率が高いほど、農地流動化が進むことがわかった。

### ④ 農地転用率

符号は予想通りマイナスであるが、有意水準を得ることができなかった。これにより、農地の転用が必ずしも流動化に影響していないことがわかった。

### ⑤ 1戸あたり生産農業所得

分析結果は1%有意となり、符号も予想通りプラスとなった。この結果より、農家の経済的大きさが、農地流動化に大きく影響していることがわかった。

#### ⑥10a あたり生産農業所得

符号は予想通りマイナスとなり、1%有意という結果が得られた。これにより、土地生産性の高い優良地あるいは資本投入型の農地は、農地流動化に対して制限的に働くことがわかった。

なお、モデル2から求めた標準偏回帰係数によると、選ばれた変数のうち「1戸あたりの生産農業所得」が一番大きく農地の流動化影響している。次いで、高齢化変数、10aあたり生産農業所得、兼業化率、耕地利用率の順である。

総合的に理解すると、「高齢化・兼業化が進んでいるが、土地集積に関心が高く、経済的余裕がある都道府県においては、“農地が流動する””というようにまとめることができる。要因としては、供給側による「兼業化」、「高齢化」の農地流動に対する影響は確認できた。同時に、農地利用の効率と受け手としての、「経済性」、「関心」の存在を知りえたことは重要である。



## 第3章 結 論

最後に、農地流動化の条件作りと促進に関連して、基本的な考え方をまとめる。

農家個々の立場からは、あくまで限られた農地の最大限有効利用に努力の第一歩が置かれ、規模拡大のために、売買・貸借という具体的な農地流動化の行動をすべきである。

この売買・貸借はあくまで経営規模の確保のための一手段にすぎない。

マクロ的な視点からは、農地の売買・貸借に関する集計的な需給関係を明確に把握しておくことが重要である。関係者としては、供給の側面よりは、むしろ需要の側面により重点をおいた諸方策を講ずべきであろう。現実の「設定」行動の前段条件としては、日常的な推進活動が、長期に実行され存在していること、時間的経過と体系的な農業の在り方の中で、「農地流動化」問題を前もって明確に位置づけておくことが必要である。一定の農家群の団地化による集団的な農地流動化にしても、「設定」に限定した短期的な農地流動化対策によっては保証されない。地域農業に対する全体的な視点と、農家の個としての視点の補完結合は、日ごろの集落内の合意形成や官民との情報共有といった地道な関係構築が長期的に継続されて初めて実現する。

#### 参考文献

- ・奥野正寛・本間正義編者「農業問題の経済分析」日本経済新聞社 1998 年 11 月。
- ・神門善久・速水祐次郎『農業経済論新版』岩波書店、2002 年。
- ・荏開津典生『農業経済学第 2 版』岩波書店、2003 年、15 頁、48-49 頁。
- ・生源寺眞一『現代日本の農政改革』東京大学出版会、2006 年。
- ・筑波君恵『最新農業の動向とカラクリがよ〜くわかる本』秀和システム、2006 年。
- ・農林水産省『食料・農業・農村白書平成 16 年版』農林統計協会、2004 年。
- ・農林水産省『食料・農業・農村白書平成 18 年版』農林統計協会、2006 年。
- ・農林水産省『食料・農業・農村白書平成 19 年版』農林統計協会、2007 年。

#### 参考資料・URL

- ・総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/>
- ・農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/www/hakusyo/13/jp/>
- ・農林水産省統計データベース <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>
- ・農林水産省農林業センサス <http://www.maff.go.jp/census/>
- ・全国農業会議所「2004 年田畑売買価格等に関する調査結果」2005 年 3 月 p. 1~7。